

# 政治倫理審査会記録

令和5年12月18日

【開催日】 令和5年12月18日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後2時36分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	森山喜久

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【参考人】

なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	議事係主任	岡田靖仁
----	------	-------	------

【審査内容】

- 1 被審査議員への事情聴取について
- 2 被審査議員に対する調査請求の7項目について
- 3 その他

---

午前10時 開会

---

松尾数則会長 それでは、ただいまから第9回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会します。本日の内容は、配付した資料のとおりに進めてまいります。1番目にあります、被審査議員への事情聴取につきましては、山田議員に文書を出しておきましたが、今回は出席できませんといった内容の文書が来ております。ですので、2番から進めていきたいと思い

ます。

森山喜久委員 被審査議員への事情聴取のところで確認したいんですけど、公文書として依頼されたんでしょうか。

松尾数則会長 もちろん、公文書として依頼しました。

森山喜久委員 いつ、どのような形で回答されたのかを教えてください。

松尾数則会長 メールで文書をもたらしています。内容としまして、審査会長宛てに、「出席要請文を受け取りましたが、どういう内容で呼ばれたのか。私は、既に、前回私が出席できない旨の理由について文書を提出しましたが、これについて、どのように審査されたのかが不明であり、このまま出席することはできません。」といった内容が来ました。

森山喜久委員 メールで来た文書を配付できないんですか。確認なんですけど、文書は議長名で出されたのか、委員長名で出されたのか。

松尾数則会長 委員長名で来ています。

森山喜久委員 いや、もともと出された公文書は議長名で出されたのか。委員長名で出されたのか。

松尾数則会長 事務局から提出してもらえますか。

森山喜久委員 メールの中身が分からないので、こういう返事があったというのは、見せられないんでしょうか。

松尾数則会長 事務局、メールは、タブレットにアップできますか。難しいですか。

岡田議会事務局議事係主任 メール文が委員長宛てに来ておりますので、委員長が配付すると決定されまして、委員会で資料とすることを決定しましたら、打ち出したものをPDF化してアップロードすることは可能です。

松尾数則会長 事務局からはそういう話でしたけれど、私は手元に持っておるので、これを公開するかどうか、委員会に諮りたいと思っています。よろしいですか。

恒松恵子委員 会長名か議長名か、まだ調査中ですが、依頼文書を私どもは見る事ができるんですか。できれば、回答と併せて依頼文も確認できれば分かりやすいと思いますが、どうでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 政治倫理審査会への出席要請につきましては、まず、委員長が議長に対して、こういった理由により出席要請が必要だという文書を出します。それに基づきまして、議長から参考人や呼び出す必要がある方に対して要請を行うようになります。なお、こちらは、公文書になっておりまして、この公開には原則的には公文書公開請求が必要となりますが、こちらに対しては、もし公開が必要ということであれば、協議させていただきたいと思います。

松尾数則会長 私からの要請文と山田議員からの文書も含めて、公開する方向でよろしいですか。

岡山明副会長 最初に口頭で要請したときに、山田議員からは「断る」という意思が1回目がありましたよね。山田議員からお断りの文書が来ています。それと、公開して確認するのは、山田議員からの返答の分と今回、会長から出された両方の文書を公開するということですか。

松尾数則会長 そういうことです。もし、審査会でオーケーとなれば、基本的

に公開は可能ですよね。

岡田議会事務局議事係主任 資料とすること自体は可能です。

松尾数則会長 そういうことでよろしいですか。異議なしですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)異議なしということですので、公開していただければ助かります。暫時休憩とします。

---

午前10時10分 休憩

---

---

午前10時41分 再開

---

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。

岡田議会事務局議事係主任 先ほど、請求されました資料をアップロードしましたので、御報告いたします。また、私、先ほど市民が一般的に公文書を取得する手段としての公文書公開請求の話を少しさせていただきましたが、このたびは会議での審査のために必要ということで、政治倫理審査会が資料を請求されたということで、このたび資料をアップロードさせていただきましたので、御報告させていただきます。以上です。

松尾数則会長 以上、よろしいですか。

森山喜久委員 今回、出席要請をしたことに対しては評価するんですが、日付がまずいんじゃないんですか。18日に開催すると12月15日に文書を出す、口頭で話をしていたかもしれないんですけど、出席要請と言われても、向こうも困ると思うんですよね。今後、存否が明らかになって、場合によっては弁明の機会を与えることがあるかもしれないときに、こういう対応であれば審査会としても困るのではないかと思いますので、今回はこれ以上言いませんが、出席要請については、あらかじめ——私

が言いたかったのは、前回11月17日にありました。1か月空いたにもかかわらず、結局出てこないのは、どういうことなのか。被審査議員が出てこないのは、どうしてかと思ったんです。ただ、今回みたいに12月15日に出されたら、出られないと判断されても仕方がない。ただ、12月定例会の会期中なんだから、それを優先して、きちんと協力しなさいという意見も確かにあります。本当は来ればいいという話なんですけど、それでも、金曜日に出して月曜日に来いというのは、あまりにも乱暴かなと思いますので、この辺は今後ないように注意をお願いしたいと思います。

松尾数則会長 はい、分かりました。

白井健一郎委員 今回の森山委員の意見に対してなんですけど、山田議員が来ないのは、来てほしいという要請と日にちが近過ぎるからというのが理由ではなくて、皆さんに配られた2023年11月1日付けの山田議員のこの意見について、何の返答もないからじゃないですか。この辺、会長として、返答を出そうという会長御自身の意見がないのか、あるいは個人的な意見がなければ、なぜ我々に諮ってみる努力をしなかったんでしょうか。

森山喜久委員 逆に言えば、ここは議会じゃないですか。議論すればいいことなんです。山田議員が文書をもって回答したらそれでおしまいじゃなくて、言いたいことがあったら、ここに来て言えばいい。それだけです。ですから、こちらが回答しないから来ないという話は、少しおかしいと思います。ただ、この話をずっとしていても仕方がない。出席がかなわないというのは分かりましたので、次に進めていただきたいと思います。

白井健一郎委員 出席するには、正当な理由が必要なんですよね。その理由に正当性があるのかと山田議員が意見を出してきたわけなんですよ。なぜこれをスルーするんですかね。

松尾数則会長 もう一度、何をスルーということですか。

白井健一郎委員 山田議員が出席するかどうかということに関しては、正当な理由が要るんですよ。単に、関わっているから来たらいいじゃないかという問題じゃないんです。山田議員にとっては不利益なんですから、やはり、呼ぶには呼ぶなりの正当な理由が要るんです。山田議員側は、私はこういう意見だよということをおっしゃったわけですから、それに対してこちらも答えなくてはいけないんじゃないかと思いませんか。これに関して私たちが話し合ったことがありましたか。(発言する者あり)だから、私は出しているわけです。

松尾数則会長 その文書を含めて、条例第2条第3項というのがあります。「議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」とあるので、山田議員からその辺の話を聞こうと思って出したんです。

白井健一郎委員 政治倫理違反かどうかというところで、争いが一つあるわけですね。政治倫理というものに当たるかどうか。当たれば自らその疑惑を晴らさなければならないんだけれども、当たらないという判断になれば、それはここで触れるべきではない話題なんですよ。

松尾数則会長 基本的には、当たるかどうかをここでみんなで話し合っています。その結果、当たらないということになるかもしれませんが、そのための政治倫理審査会だと思っています。

中島好人委員 私たちの役割は、山田議員が来るか来ないかではなくて、審査項目について審査をすることであって、その中身の中で、この辺はというところがあれば、明らかにするということしかないわけですから、前

提ではないと思っています。要請があつて、本人が来ないだけの話なので、粛々と審査すればいいんじゃないかなと思います。

松尾数則会長 今、中島委員が言われるとおりで、山田委員に出席をお願いしたら、出席できないということですので、基本的には、山田議員なしでも話を進めていかざるを得ないと思います。そういう流れで、よろしいでしょうか。

岡山明副会長 山田議員の出席がかなわないということですが、出席しないでいいという根拠はどこにありますか。倫理条例第7条第4項に、関係者の出席を求め、説明もしくは意見を聴くというのが該当しますよね。それともう一つ、地方自治法第115条の2、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるというのがあります。山田議員に参考人として出席を求めた場合、参考人が委員会などに出席する法的な義務がない。仮に欠席したとしても罰せられることはない。これは法令か何かであるのか、事務局で分かれば教えていただきたい。欠席しても罰則がない、出席する法的な根拠もないという根拠がどこか。

岡田議会事務局議事係主任 政治倫理審査会につきましては、山陽小野田市議会議員政治倫理条例に基づき設置されているものです。そして、ただいま参考人とおっしゃいましたが、このたびで言いますと、被審査議員をこちらにお呼びする根拠となるかと思います。こちらにつきましては、副会長からもありましたが、同条例第7条第2項に、「審査会は、審査を行うために、被審査議員から事情を聴取することができる。」と規定していますので、こちらが根拠となります。以上です。

岡山明副会長 地方自治法第115条の2も該当するんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、対象になりますか。

岡田議会事務局議事係主任 地方自治法につきましては、基本的に本会議や委



員会について規定されております。ですので、同じ参考人という言葉が出てきたとしても、政治倫理審査会における被審査議員の招集や、参考人に意見を聴くことにつきましては、政治倫理条例の規定に従って行っているものです。

岡山明副会長 今、意見もありましたけど、地方自治法第109条では、常任委員会と特別委員会という表現も入っているんですよ。政治倫理審査会も特別委員会の中の一つなので、それは該当すると思いませんか。

岡田議会事務局議事係主任 本市議会におきまして特別委員会は、広報特別委員会、そして広聴特別委員会、そしてこのたび立ち上げられました政策提案特別委員会の三つでして、政治倫理審査会は特別委員会には該当しておりません。以上です。

岡山明副会長 参考人が委員会に出席する法的な義務はないと。出席しても何も問題はないというのはどこが根拠になっていますか。条例か何かあるんですかね。見させてもらっているんですけど。

岡田議会事務局議事係主任 どの部分を御覧になって、どういった趣旨の質問であるか、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

岡山明副会長 委員会における参考人の招致についてという問答形式の中に入っているんですけど、その中には、第100条以外は法的義務がないという解釈でいいんですか。

岡田議会事務局議事係主任 参考人の出席要請についてですが、おっしゃったように地方自治法第100条において要求する場合と、それ以外で来ていただく場合は法的な性質が違います。第100条は強制力が働きますと、その他につきましては、何かしら法的な強制力があるかと申しますと、そうではありません。（「まるっきり趣旨が違う話なんだから」と

呼ぶ者あり)

岡田議会事務局議事係主任 補足させていただきます。地方自治法第100条の調査につきましては、議会の調査権に基づき参考人を招致するものですので、その他の委員会での参考人招致や政治倫理審査会での参考人招致とは全く性質が異なるものです。したがって、法的な効果も当然異なるということです。

松尾数則会長 それでは、中島委員の意見もありましたし、議事を進行します。山田議員の出席がかないませんので、呼んで内容を確認するわけにはいきませんが、中島委員からいろいろ聞いてきました。7項目の審査について、1から4までは、基本的には中島委員からは、そういう行動をしていましたというような発言を得ています。もちろん中島委員からであって、山田議員からではないですが、それで中島委員から、今まで受けた……

中島好人委員 山田議員と私は一緒ですので、この点についてはありますということですね、事実確認では。しかし、1の項については、やっぱり議会というか、執行部との関係もありますんで、現在では、きちんと契約に基づいて行っているということです。ですから、1の項についてはあるけれども、現状はこうだと。一つ一つ確認していけばいいわけですが、明るいまちとか、立入禁止区域に入ったとか、街宣していたとかというのは、議会外での政治活動であり、そこを議会がチェックしてどうのこうのという筋合いのものではないと思います。これは、一つ一つ解決すればいいんじゃないかと思っています。

古豊和恵委員 中島委員から、現在は行ってないからいいんじゃないかと言われました。以前、職員の方にアンケートしたときに、対象者のうち37.1%の方が勧誘を受けたことがあると。そのうち86.9%の人が業務時間内に勧誘を受けたと。そして、そのときに、心理的圧力を感じたと

いうのが82.7%、そして、そのうち81.4%の職員が購読されていて、購読を続けています。「でも、今はしていません」と中島委員は言われましたけれども、圧力を受けながら購読していた人たちは、今どうされているのでしょうか。お尋ねします。実際に81.4%の方が、圧力を感じて購読を始めた。その方たちは今どうされているのでしょうか。

中島好人委員 知りません。

古豊和恵委員 知りませんというのが理解不能なんです。実際、職務中に購読してくださいってお願いされたわけですね。だから、やめた時点で一度白紙に戻して、本当は申し込みたくなかったのに、そのときに圧力を感じて申し込んだわけで、圧力を感じて取り始めたわけですから、実際、もう仕事中に勧誘していませんと言われるんだったら、一度白紙に戻して、ゼロの状態から始めるのが筋なんじゃないでしょうか。

中島好人委員 その人の名前を言ってください。誰が圧力を感じたんですか。言ってください。

古豊和恵委員 それは職員の方でしょ。

中島好人委員 これは誰かというのは言えません。分かりません。心理的な問題です。しかし、僕は、本来なら、これも問題にするようなことじゃないんです。これは明らかに政党の政治活動なんです。議会が「圧力だからやめなさい。白紙に戻しなさい」と言う筋合いの問題ではない。ですから、これはもう本来なら議会活動とは違うわけですよ。議会内の議会活動とは違うわけ。これは政党がやっている政治活動なんです。機関誌の購読をお願いし、読んでもらうというのは、政党の政治活動です。それをやめろとか、どのようにしろととかということではないと、市長も言っているわけですよ。あなたは、それを白紙に戻せと。そんなばかな

ことを議員が言うようなことではないですよ。これ以上、そういう機関誌の購読活動について——本来、これも僕らも善意によって、そういう規約にのっとって、本来そのことも、やらないと思ったらやめることができるわけですよ、政治活動ですから。だけど、そういう要請の中で、僕らはそういう契約を結んで、やり始めたんです。それを前に戻って、どうのこうのというのは、やめなさい、それ以上は。

古豊和恵委員 分からないからお尋ねしているんです。勧誘が政治活動につながるというのが、よく分からない。

中島好人委員 勧誘が政治活動かというのはもうイロハのイの字です。政治家が政党機関紙を購読してもらうことは、イロハのイの字です。これが分からないんですか、あなたは。

白井健一郎委員 ひとつ議論を整理する必要があると思うんです。中島委員が前回までも、おっしゃっていたとおりなんですけれども、今回山田議員の出席要請についての意見書を配られましたよね。これを読んでもそうなんですけど、公党である共産党が中島委員を通じて主張しているということはどういうことかということ、議員は一応議会の活動と議会外の政治活動に大きく分けられると。政治倫理というのは、議会内の活動を対象とすべきであって、議会外の自由な——政党ですから、政党の政治活動ということになりますけれども、議員の政治活動や政党の政治活動までは、政治倫理の土俵に乗らないと。だから、政治倫理審査会では当然対象外だとおっしゃっているわけですよ。（発言する者あり）

松尾数則会長 暫時休憩します。

---

午前 1 1 時 1 0 分 休憩

---

松尾数則会長 休憩を解きまして、議事を進行します。それでは、今までの話の中で、1 から 7 までの事実確認は終わっております。同じ議員団の中島委員からは、基本的には、ほとんどが実際に行われているといった内容でした。いろいろ話がありましたように、必要なのは、政治倫理条例第 3 条に違反するかどうか。基本的にその辺の内容は確かに言われたように、まだここでは出していませんので、これからは、第 3 条に違反しているかどうか、審査を進めていきたいと思っております。最初に、1 番、職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことについてです。これは中島委員が言われているように、現在はしていませんが、過去にはあったということです。だから、そういうことが許されるのかどうか、第 3 条第 1 号にきちんと照らし合わせていかなきゃいけないなと思っております。職員の勤務中に勧誘、配布を行ったことが、昔はあったけど、今はもうやっていませんといった内容が、第 3 条第 1 号に違反するかどうか。

白井健一郎委員 私の意見を言います。まず、事実として、これはもう皆さん共通認識があると思うんだけど、さっきから出ているように、昔はあったが、今はやっていない。今というのは、今年の 4 月 1 日からやっていない。これは問題ないですね。それが事実です。それをどう評価するかですけど、昔は、やっていたと言っても、慣習的に認められていた点があると。そういう点からは、かなり違法性の程度も薄まるだろうと考えられます。そして、今はやっていないということから、私が従来から主張してきたように、これは政治倫理条例で違法と評価するに値するほどの違法性はない。つまり、1 には当たらないと。あるいはこうでもいいんですよ、1 に当たるけれども、第 3 条第 1 号違反とは言えないというのが私の立場です。

森山喜久委員 職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務等、立入禁止区域、

少しごっちゃ混ぜになるかもしれませんが、特に、立入禁止区域内への許可無き立入りについては、禁止を始めたのが平成28年度からという話が執行部からあったと思います。私も、平成28年度のときに在職していた中で、該当議員が入るときに、所属課長は入らないでくれと言ったにもかかわらず、ごり押しして入ってきたのを見た経緯はあります。そこは事実としてあったことは多分間違いないという中で、第3条第1号、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し」ということに少し疑義があるということです。そして、「職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと。」というところでは、1番では、職員の勤務時間を職務専念義務違反と言われているのであれば、やはりこの行為は不適切であったと思っています。許可無き立入りの関係にしても、そこに入ることによって、個人情報や、ちら見を含めて閲覧される可能性があったと考えられるので、こちらについても不適切であったと思います。

中島好人委員 さっきの件で、僕は1983年から市議員をやっているわけですがけれども、この間ずっと、職員のところに行ってお願いしたり、また、市民からの要望を職員と一緒にやってきたりというのはありますよ。ですから、その辺は、白井委員が言ったように、お互いにずっと慣例としてあったわけです。間違ったかも分かりませんが、基本的には、僕も山田議員も特別地方公務員として守秘義務があると思っていたんです。ところが、守秘義務はないということなんで、少し訂正しなくてはいけないんですけれども、ということは、逆に言えばそう思って接していたと。そういう立場で職員とも接してきたということです。ないと知っていて行動したわけじゃない。あると思って行動していたから、前回の会議でもそう言いました。意味は分かりますよね。だから、厳重に対処しなきゃいけないのを覚悟で対応していたということですから、ある意味、そういう立場で臨んできたことに対して、事実だけを見るんじゃないで、そういう関係であったということも理解してもらいたいというのは、今の発言に対してはあります。

森山喜久委員 守秘義務の有無でお互いの認識の度合いがあったのは確かだろうと思います。ただ、平成28年から許可無き立入りという業務的な部分において、庁舎管理規程のところまで厳しくしたかどうかまで認識していません。許可無き立入りのところが徹底されて、イエローゾーン、レッドゾーンが明確化されたのがそこだったと記憶しているということを一応申し上げておきます。

恒松恵子委員 事実としてはあったとのことですが、現在は庁舎管理規程に基づき行っていないとのこと。このような形で明らかになるまで時間がかかったことは、非常に疑問ではありますが、この項目については、違反ではないと思います。

岡山明副会長 私の考えはもう話したことはあるんですけど、政治倫理とはという部分で、政治倫理とは政治家が政治を行うに当たっての抽象的な心構えや、訓戒の類いではないと。政治家の個々の行動を規制する具体的な規範であり、その内容は、一般的な道徳や良心を確認するようなものではないと書いています。政治家という職業を遂行するに当たって、求められる職業倫理としての明確に位置づけなければならないという表現があります。政治家の職業倫理とは何かということで、政治家の場合は、権力を扱う、そして国民の代表として、国の方針を決定し、法律をつくり、税金などの公的資源の配分を左右する政治家の政治倫理とは、この1点をもって源泉として導き出される政治家の具体的な行動範囲であり、それ以外何物でもないという表現があるんですよ。そういう部分で、あくまでも政治倫理とはこの1点を根源とするということですので、政治倫理の基本方針からのとっていくと対象外と。やはりお金が絡むということが政治倫理の根源と。そこからいろいろ派生すると言ったらおかしいんでしょうけど、今回の第3条第1号に「品位と名誉」という言葉がありますけど、根底は何かということ、議員がそういうお金を扱うことがあればおかしいということ。結論だけで言うとそういうことです。

松尾数則会長 1番、職員の勤務期間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことが、例えば政治倫理条例の第3条第1号に違反していますよと思われる方は、挙手してもらえますか。(発言する者あり)基本的には全部ということになるでしょうけど、今は1番だけです。挙手してもらえますか。(発言する者あり)

森山喜久委員 だから、あくまで、この1番については、その「品位と名誉を保持し」の部分は、傷つけた部分があるんじゃないかと思う。「その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと。」という部分は、職員の勤務時間中の勧誘、配布、特に集金業務、例えば、税務課や市民課といったお金を扱うところも含めて、そういった集金業務を行うのは、あまりよろしくないというところはあると思う。ただ、その疑惑を持たれる行為というところまでなるかどうかといたら、ここについては、また皆さんの意見を頂きたいと思います。ただ、これらの行為を外ではなく中に入ってやっていたという事実は、疑惑を持たれる行為ではなかったのかと思います。

松尾数則会長 それは、第6号のほうに近いんじゃないかな。職務を妨げたというのとは。

岡山明副会長 やはり政治家の地位や立場を利用した私的な利益の追求を許さないという話もしました。それは、皆さんに理解していただきたいと思っています。

松尾数則会長 違反しているかどうかという話です。違反しているということですか。

岡山明副会長 だから政治家として、その地位、立場を利用して私的な利益を追求しているような表現、内容じゃないですよ。それで対象外という



ことです。

古豊和恵委員 去年でしたか、総務文教常任委員会において、執務中の写真を撮らせていただこうと思ったことがあったんです。中に入ってじゃなくて、通路からです。撮るときに、総務課から注意を受けたんです。要するに、大事な書類があるのでと。近くで撮るわけじゃなく、かなり離れたところから全体の写真を撮ろうと思ったんです。最初に許可を得ないで、撮ったのもよくなかったんだと思うんですけども、これは、要するにカウンターの中に入るわけじゃなくて、外の通路から全体を撮ろうと思ったんですけど、それでも大事な書類が机の上にある場合は、ちらっとでも写ったらいけないし、見えたらいけない、何かあってもいけないと。だから、写真撮影はいけませんよ。それもかなり遠くからですからね。それでも駄目だって言われたのに、私が思うのが、やはりどんな重要な書類が机の上に置いてあるか分からない、何があるか分からないところに入っていったというのは、よくないのかなと思います。先ほど中島委員が言われたように、政党としてやっていることには問題ないんでしょうけれども、私が引っかかるのは、そこです。それほど神経をいろいろなところにいる気を使ってらっしゃるのに、中に入って、どういう口調で入られたのかよく分かりませんが、いいよと言われて入られたのか、何てと言われて入られたのか分かりませんが、そこが引っかかる部分です。だから、そのときに中島委員が、どういうふうな（発言する者あり）ごめんなさい。じゃ、いいです。だから、私はそこが引っかかる場所です。

松尾数則会長 内容的には第3条第1号に違反していますよと言うんですか。

古豊和恵委員 私はだから、そこが引っかかるので、やはり違反しているのではないかなと思います。

森山喜久委員 その補足にもなると思うんですけど、結局の職員の勤務時間

に行われているということが一つなんですよね。先ほどあったように、勤務時間ですから、皆さんが今書類を広げているように、職員も全部広げています。勤務時間外に広げていたら、これは言い方悪いけど、職員の落ち度の可能性もあるかもしれませんが、勤務時間中で仕事をしているから、当然、資料を開けているという前提条件の中で、その行為をしていることがどうなのかというところに疑義があるという表現をしています。古豊委員もそこは同じだったのかなと思っています。

古豊和恵委員 今、森山委員が説明されたとおりです。

松尾数則会長 そのほかに意見はありますか。

中島好人委員 また同じことを言わないといけないんですけれども、40年間ずっと、僕は議員をやってきたわけです。その過程の中で、そういう信頼関係のようなものがあってやってきているわけです。しかし、このたびは反省して、規程に基づいて契約してやっている。だから、現在はありませんと言っているわけです。それだけの話です。

森山喜久委員 私たちも、今はもう改善されたと分かっていますが、ただ、逆に、そういう指摘があったから変えたとも思っています。それまでの状況はどうであったのか。もともとは信頼関係のあった先輩方と一緒にどのように交流されていたのかかもしれませんが、新しい方やいろいろな方がいらっしゃる中では、勤務時間中に行うのは不適切であったのではないかと。そこに疑義があると述べているわけです。

中島好人委員 だから、不適切であったからということで反省していますが、そんなことを一々答えないといけないんですか。

松尾数則会長 確認しただけですから。

前田浩司委員 市民の方からの目線で、実際に、市民の方は中に入れないのに、ここを議員という立場を利用して入られていることについて疑問を感じられたという案件だと思います。やはり職員が勤務中に仕事をしているところに、市民の方からすると、勝手に入ることは許されないんじゃないかと。ここで、職務に関して疑惑が持たれる行為については、これが政治活動であれば、議会には関与できないというような発言が中島委員からありましたけれども、市民の方はそこを気にされるということで、今回、勤務時間中での配布、集金業務というのは、あるべき姿ではないと。改善されているということではありながら、この事象については、やはり議員としての品位を疑われるということになるんじゃないかなと思います。

中島好人委員 また同じことを言わなくてはいけない。このことが議員としての品位が疑われると、前田委員は言われるわけですね。情けないです。前にも言ったように、特別地方公務員という立場のつもりで接してきたわけですね。そのことが疑惑を持たれるという関係じゃないわけです。疑惑とは何か。基本的に不正の関係でしょ。「あっ、中島が入った」、そういう関係であったかと前田委員は思われて言っておるわけですか。

前田浩司委員 別に、あったかなかったかということよりも、そういったことが市民の目線からは気になるということを念頭に置いておかれたほうがよろしいんじゃないかなと思います。過去から、慣例でずっとそういうことをやってこられたことが、今の御時勢では、市民からすると理解できないというのが、百数名の方の御意見であるということも念頭に置かれてはと思います。これは、貴重な御意見かと思います。

中島好人委員 あなた、これを言えと言われたかどうか知らないけれども同じことなんです。今まで言ってきたことがね。だからこそ、規程に基づいて変えたと言っているわけでしょ。何で同じことをあなたが言わないと

いけないのか。

前田浩司委員 だから、現時点では改善されたということについては評価しています。ただし、過去にこういったことがあったという事実についてはどうなのかというところの見解を申し上げている次第です。

松尾数則会長 大体意見も出尽くしたかなと思います。今から採決しようと思っています。例えば、1番、職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことが、政治倫理条例第3条第1号にあります「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれるような行為」かどうかを問われているんですよね。これは、そのような疑惑を持たれるような行為をしたということに、賛成の方の挙手を求めます。第1号に違反したと認めるかどうかの話です。（発言する者あり）

岡山明副会長 認めるかどうかという話と条例第3条に違反するかどうかの話は別ですよ。違反するかどうかの採決ですか。含めて全部3条に違反するかどうか、マルかバツかなんですか。

松尾数則会長 今は第3条に違反するかどうかの話です。

岡山明副会長 その話を進めてください。

松尾数則会長 その挙手を求めているんです。暫時休憩します。

---

午後0時13分 休憩

---

---

午後0時14分 再開

---

松尾数則会長 それでは休憩を解きまして、審査会を開催します。以後は、13時15分から始めたいと思いますので、よろしいでしょうか。（「は

い」と呼ぶ者あり) それでは、しばらく休憩します。

---

午後 0 時 1 5 分 休憩

---

---

午後 1 時 1 5 分 再開

---

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。これまで、条例違反の件の内容が七つほどあるという指摘がありまして、その第 1 項目について、職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことに関して、いろいろ質疑してまいりました。もちろん、反対意見も賛成意見もありましたので、ここでちょっと意見をまとめておきたいと思います。この条例に違反していますよという方の意見から始めたいと思います。

森山喜久委員 要は、令和 4 年度までは、庁舎管理規則の第 7 条の許可を得ていなかったと。でも、令和 5 年度から当該許可を得ていると言われたと思います。ただ、先ほど古豊委員からも出たんですが、アンケートされた中で、議員による政党機関紙の購読勧誘が職員に心理的圧迫を与えていると。また、職員の業務を中断させているという調査結果があったということもあります。今、直しているからいいじゃないかということではなくて、当時、勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことが正当な行為かどうかという話になったときに、正当な行動ではなかったと思っています。わざわざ勤務時間中にする必要はないのではないのかと思います。そして、集金業務も、カウンターの中に入って、部長職の席、課長職の席まで行ってする必要はないと思います。そこを通るときに、職員の後ろを通ります。その中で、開いている情報を閲覧できてしまう。議員として、そういった行動自体すべきかどうかといたら、すべきではない。そういった中で、品位と名誉を保持するということを考えたときに、市民全体の代表者としての品位と名誉の、特に品位として、そういった行動がいいかといえ、よくないと思いますし、職務に関して疑惑を持たれる行為、その職員の後ろを通って、閲覧をしたかもしれない

という状況からすれば、そういった行為があったということを疑われるということから、第3条第1号に違反するのではないかと思います。

松尾数則会長 それ以外に、これは、条例違反であると思われる方の意見をお聞きしたいと思います。もういいですか。(発言する者あり)それでは、これは条例違反ではないという意見もありましたし、その方の意見をお聞きしたいと思います。

中島好人委員 誰に対してかという点については、政治倫理条例に照らしてみますと、これは市民に対しての話だと。市の職員に対しての政治倫理条例ではないと思っていますので、やっぱり「市民全体の代表者として品位と名誉を保持し」というのは、市民に対してのことだと思うし、その職務というものは、議員の職務として、そういう行為が不正の疑惑が持たれる行為であったのかどうかという点に照らし合わせると、政治倫理条例第3条第1号に違反しているものではないと思います。

森山喜久委員 市民に対してという発言がありました。市職員ではないと。でも、市の職員も市民です。市の職員自体は市民だという認識が必要だと思います。そして、議員の行為で疑惑を持たれてはいけないというところで、血気盛んに個人情報保護、情報流出の阻止といったことがあった中で言えば、そういう行為が疑われるということ自体、よろしくないと思っています。

中島好人委員 今までの審議の過程の中で、慣例としてきていたということがあるわけですから、その辺のところ、今は規程に基づいて市の職員に対しては、そういうことにしているんですけども、市民全体に対して、そのことが疑惑を持たれる行為とは条例から解釈できないのではないかと思います。過去の話ですが、市議会議員が職員のところに行っていたことは、品位と名誉を汚したことになる、疑惑を持たれる行為であったとは、条例の趣旨から該当しないと考えます。

森山喜久委員 慣例としてやってきたと言われますけれど、慣例は平成27年で終わっています。平成28年度からは改めての形でルール化されてきたと思います。そこで言えば、既に以前の話だと思っています。それを、あえて慣例という形で行動されてきたこと自体が、品位を汚しているのではないかということです。繰り返しになりますが、職員がしている仕事の内容は、市民の情報の部分もあり得るわけです。特定はできません。ただ、市民の情報を含めて、見られている可能性もあるというところでは、そういったところは慎むべきであると思っています。

恒松恵子委員 以前はされていたということですが、長年の信頼関係というか執行部、職員との関係に基づいてされていたということ、また、集金や勧誘が主な活動で、情報等については、慎重にというか、ほとんど入手されていないと考えております。議員が立ち入ることで圧力は感じたと思いますけれども、品位と名誉とか疑惑を持たれることはないと考えておりますので、こちらについては違反ではないと思います。

白井健一郎委員 休憩前にも発言しましたので、全く同じですけれども、従前、勧誘、配布、集計を行っていたのは、そういう慣習があったからで、当時としてはそんなに重くない、悪くないことだったのではないかと推測できます。今はもうやっていないということですから、現在、掘り起こして、政治倫理条例違反で取り上げるほど悪くはないと思っています。

森山喜久委員 ということは、以前は悪かったと。ならば、今はやっていないからいいじゃないかということですか。

白井健一郎委員 たしかに、以前は悪いことをしていたんだけど、慣習的に認められていたから（発言する者あり）悪い……そうですね。それがいつからいつまでと厳密に決められる問題ではなくて、何となく認められていた空気感のようなものが違法性の判断に影響してくると思ってい

ます。

森山喜久委員 テレビでは、キックバック問題が放映されているじゃないですか。慣例でやっていたことですよね。それが明るみに出てきたから、いけないのではないかと話が出てきて、当時、やっていたけど、今はやっていないからセーフかといったら、そうじゃないじゃないですか。今回、出されたものも、4月以降で議論しているということではなくて、当時がどうだったのかを含めて、きちんと判断してくれということだと思っ  
んですよ。悪かったかもしれないから、今回、令和5年度から変えられたと思っ  
んですよ。悪かったと認められて判断すべきではないかと思  
います。

白井健一郎委員 この1番に関しては、この場で賛成派、反対派でかなり議論  
し尽くしたと思いますし、私は先ほど言った意見をもう変えるつもりは  
ありません。キックバックの話は違った事案ですので、言及は避けたい  
と思います。

中島好人委員 あわせて、このことが議会内の活動かどうかという点に照らし  
てみても、対象外の話だと思っているんです。しかし、キックバックの  
話と混同して、悪いことを認識してやっていたわけじゃない。悪いこと  
と認識してやっていたわけではなく、分かった時点で変えたわけです。  
悪いと思ってずっとやっていたわけじゃないんです。それは悪いという  
ことでしたから、きちんとしたほうがいだろうと判断して、市長と契  
約を結んで、それにのっって変更したということです。

森山喜久委員 是正したことを否定する気もないし、改められたのは認めます。  
ただ、先ほどから言いますけど、平成28年度に一定程度の部分を変え  
てきたところがあるにもかかわらず、そのときに気づかなかったことが  
落ち度なのかなと思っています。あと、議会内のみか議員活動全般か  
という話で、その他の項になるから対象外じゃないかと中島委員が言われ



ました。ただ、前々回でしたか、岡山副会長も言いましたが、去年8月に、中島委員、山田議員、矢田議員3名の連名で出した私の案件は、自治会の関係ですよ。対象外だと言うならどうなるんですか。

中島好人委員 何百万円という大金がどうなったのかという声が大きく上がったから、これは明らかにすべきだと考えて、松尾代表宛てに、明らかにしてほしいという文書を僕と山田君で提出したんです。でも、潰されたわけですよ。こういう問題が大きく話題になっているから、これは会派として解明すべきではないかと言ったけど、何ら回答がないままになっていた。そういう中で、こういう形になってしまったわけです。そういう経緯があった。結果的には、本来はすべきでない項目ではなかったかと思います。何ら回答もないことに端を発しているんじゃないかなとは思っています。(発言する者あり)だから、話がそうなってくると、また、もう一つ資料を持ってこないといけない。僕と山田は、そういう立場だったということだけしか言えないけれどももっと突っ込むなら、もっと資料を持ってきます。休憩してください。家に帰って資料を持ってきます。(発言する者あり)いや、本人がそのように言っているんだから。

松尾数則会長 議題を元に戻して。

森山喜久委員 言われたように、あくまで対象外というのであれば、対象外という意味合いをきちんと示していただきたいと思います。

松尾数則会長 今回、職員の勤務時間中に、勧誘、配布、集金業務を行ったということに関しましては、実際に行ったとの認識を皆さんは持たれたと思います。ただ、令和何年だったか、そこからはやっていないという話で、その中で、双方の意見がいろいろあって分かれています。でも、その辺のところは、基本的に個人のいろいろな考え方がありますので、これから話していく中で結論を出していくことになります。全体の意見は最終的に出すわけですけど、どうも意見がかみ合っていないので……(発

言する者あり) 2番に行こうかなと思っています。そういう流れでいいですか。「明るいまち」に入りますけど、2番の明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシー侵害、事実確認のない記事を掲載したといった内容について、この件が、第3条第1号違反であるかないか、意見を頂きたいと思います。

恒松恵子委員 こちらにつきましては、事実確認もはっきりしないままに、市内に広く文書を配布したということで、記事に書かれた議長、議員に対して、市民の信頼を大変損なうような記事であったと見て取れました。こちらにつきましては、市民全体の代表者として、品位と名誉を保持するという観点から、政治倫理条例第3条第1号に違反すると思います。

松尾数則会長 という意見がありますが、そのほかに意見はありますか。

白井健一郎委員 明るいまちのどの表現が具体的に誹謗中傷だったかを確認しなくてよろしいのでしょうか。

松尾数則会長 借金をしているとか、家を売ったとかという話もありました。

森山喜久委員 先ほど1項のところでもありました。市民に対してというふうな表現があった中で、今回、市民の個人を否定した形で記載されています。これ一つ取っても、記事に掲載する必要があるのかということ、その必要はないと思います。そのことから、品位を落とした、そして、職務に関しての疑惑という面では、行き過ぎた行為ではないかと思います。ですので、第3条第1号に違反すると認識しております。

松尾数則会長 これに対して、該当しないという意見はありますか。

中島好人委員 明るいまちについては、私たちの議員団で発行していて、今は私が代表を務めていますので、私の責任でもあるわけです。山田議員で

はなくて私どもが出す機関誌の内容について問題があるという指摘で、これが政治倫理基準のうち、名誉と品位を傷つけたため違反であると言われている。そういう記事の内容にまで政治倫理審査会が入り込んで、良いか悪いかを判断してもいいのかどうか。それは問題があると思うので、条例第3条第1項には値しないと思います。たまたま記事を書くとすれば、そういう問題があろうかと思いますが、そういったときには当事者同士の問題であらうと思うし、議会が関与する問題ではないなと思います。

森山喜久委員 当事者同士と言われましたが、例えば、公開質問状を出された方もいらっしゃいますし、当事者から、これについての記事は違いますよと話したにもかかわらず、修正も訂正も謝罪もありませんよね。そういったことがあるから、こういうところで挙げられているんじゃないかと思います。そういった緊急対応ができていないから品位を落としたと言えると思います。

中島好人委員 だから、それも含めて、謝罪文が出ていない、これはけしからんと議会が関与するという問題ではないと思います。

白井健一郎委員 私は結論をまだ決めていません。まず、1点目は、2番に関しては少し問題ではないかと思われる点ですが、事実確認をしないところです。要は、名誉棄損が成立するかどうかは、相当な資料を持っているかどうかはかなり大きいんですが、それに関しては少し疑問があるのではないかということです。しかし、だからといって、山田議員というか、明るいまちを擁護したい気持ちもあります、というのが、日本国憲法の中で一番重要な価値は、表現の自由を守ることです。それは二つあります。一つは自己実現、もう一つは自己統治です。自己実現は、書いた人の自己実現ということですけど、自己統治というのは、民主主義です。民主主義は、治められる立場の人と治める立場の人が、同じ位置にあるということなんですけど、これが表現の自由、政治的表現の自

由によってなされるということから、憲法上非常に重要な価値なんです。だから、これを一概に否定することに二の足を踏んでしまうという点があります。ただ、もう少し皆さんの意見を聞いて判断したいと思っています。

恒松恵子委員 たしかに、これは山田議員の政治倫理審査会で、共産党議員団が明るいまちを発行したので、議会が関与すべきではないとの発言がありました。同じ山陽小野田市の議員として、この記事を見た市民から、議会はどうなっているのかと尋ねられることが、その後、多くありました。やはり、山陽小野田市議会に対する品位と名誉が損なわれたと強く感じております。

中島好人委員 議会がどうのこうのということじゃなくて、議会内の活動かどうかという判断です。議会外のいろいろなものも書きますけれども、そのことが政治倫理に反するとか政倫審の対象になるとか、何でもかんでも対象となってどんどん広がっていくのではないかと。一つ通れば、やろうと思えば何でもできてしまうというような方向性になってしまう。あれが悪いこれが悪い、間違った記事を書いている、政治倫理に反するというようになっていいのかと思うんです。そう感じるので、違反するとかしないとかではなく、基準に当たらないと思っています。

古豊和恵委員 先ほど、内々の話をしているときに、中島委員から、古豊委員の発言はおかしいから、ちょっと書こうかという話も出ましたよね。出ましたよね。私の発言の内容を記事に書こうかという発言も出ましたけれども……言っちゃったよね。出ていないですか。(発言する者あり)

松尾数則会長 暫時休憩します。(「休憩していませんよ」と呼ぶ者あり) 休憩を解きまして……(発言する者あり)

古豊和恵委員 先ほどの発言を訂正し、会長の判断を仰ぎたいと思います。

松尾数則会長 はい、分かりました。内容も含めて、削除等も含めて、検討したいと思います。それと、申し遅れておりましたけど、いろいろな関係がありまして、3時に会議を終わろうと思っています。それでは、審査を続行します。明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシー侵害の事実、確認のない記事の掲載の内容について、さらに審査を進めたいと思っています。大きな内容としては誹謗中傷の記事ですけれど、その辺の内容は、明るいまちにもいろいろ載っていました。

森山喜久委員 改めて確認しますが、取材をしていない、事実確認をしていない記事を掲載されたということによろしいんですね。

中島好人委員 具体的には、分からないけど、そういう可能性もあります。

森山喜久委員 (2)で、「個人の方から公開質問状において取材をしていない状態で書かれましたよね」ということ、6番とかで個人の名前が出て、プライバシーを侵害していること、議長と私も書かれた部分について、事実確認をされていないんですけれど、ここに書かれている2から17については、事実確認をせず記事を載せたのは間違いないということによろしいですね。

中島好人委員 事実確認はしていないけれど、記事を書く場合はあります。そういうのも含めて、明るいまちの記事そのものが、そういう内容も含むかも分からんし、事実確認をしていないものもあったかも分かりません。明るいまちの記事の内容について、政治倫理審査会や議会が、これはおかしいんじゃないか、だから政治倫理に反するというようにつなげていいのか。僕らとしても、より良いものを発行して、市民に伝えていきたいとは思っていますけれども、そういう中で、支持が得られる、得られないという点では、得られるために良いものをつくっていきたいという立場は持っています。なので、当然、そういう失敗があるかも分かりま

せん。しかし、政治倫理審査会や議会がチェックしていく筋合いのものなのかどうかと判断すると、これは政治倫理条例の内容に適合しない問題ではないか、あくまで当事者同士でいろいろな問題を解決していくべきではないか、その辺が問われていると思います。

森山喜久委員 先ほどから、当事者同士、当事者同士と言われるのはいいんですけど、ただ、謝罪も訂正文もない、訂正記事もないと。今まで議会運営委員会やほかのところでも、訂正記事を載せませうといった発言があるにもかかわらず、されてないと認識しています。

中島好人委員 そういう問題も含めて、政治倫理審査会で判断して、載せていないから政治倫理条例に違反するとか、議会が、この記事はおかしいと決めつけるような問題ではないと思っています。

森山喜久委員 いや、少なくとも謝罪とか訂正記事があれば、虚偽記載とまで書かれていないのではないかと思うんですよね。言われたときに、すぐ、報道されていたら、ここまで出されていなかったし、他の案件でどうなのかという内容にもなっていたと思うんですよ。そういった行動を速やかにされていない部分が、品位を落としたと認識されているということを今まで言っております。

中島好人委員 それも含めて、そういうのがないからおかしいとか、訂正がないからおかしいとか、政治倫理条例に違反するとかというようなことも含めて、政治倫理審査会で取り扱う内容ではないと思っています。

松尾数則会長 どうも話が堂々巡りになっています。

前田浩司委員 今回、調査請求者の方から、2番で17件ほど項目が挙がっています。山田議員から、議員団の明るいまちの記事の内容については、「不適當な記事があった場合は、当事者より申出を受け、必要な措置を

講じるものである」と書かれています。今回のこの17件のうち、具体的に必要な措置を取られたことがあるのでしょうか。

中島好人委員 適切に処理しなかったことを含めて、政治倫理条例に反するとか、議会がチェックして、おかしいというような内容はないと思っています。

前田浩司委員 政治倫理審査会に引っかかるとか引っかからないとかではなくて、今回、17項目が挙げられた件について、必要な措置を取られたものがあるのかないのかをお尋ねしています。

中島好人委員 あろうとなかろうと、そういうものも含めて、状況によってはあったものもあるし、しなかった部分もあるだろうし、その辺のところは、そういうのも含めて、訂正文を出さなかったから中島は政治倫理条例に反するとか、明るいまちの内容について違反するとか、議会が関与して、どうこうするような題材じゃないと思っています。

前田浩司委員 この17項目は、議会内の活動なのか、議会外の活動なのか。どのように認識しておられますか。

中島好人委員 明るいまちの記事の内容ですから、議会外の活動だと思っています。

松尾数則会長 いろいろ意見があって、食い違っているけど、この件に関して意見があればどうぞ。

前田浩司委員 共産党議員団として、誹謗中傷という概念をどのように捉えておられるのか、見解をお伺いいたします。

中島好人委員 明るいまちの記事において誹謗中傷があったと。それも含めて、

議会が、あるいは政倫審が関与して、政治倫理条例に違反すると判断する項目の基準ではないと思っています。

前田浩司委員　ないと断言されている根拠は何ですか。

中島好人委員　あくまでも、議会内の活動に議員が責任を持つわけで、議会外の活動に関しては、議会が責任を持つ問題ではないと考えています。

前田浩司委員　議会外であっても、同僚議員のことを思って、どうなのかなという観点から、誹謗中傷の概念を再度お伺いいたします。

中島好人委員　あくまでも、この明るいまちの記事の内容なので、その辺については、当事者同士の関係であって、議会や政治倫理審査会が、「明るいまちの記事で誹謗中傷があった。けしからんから、政治倫理条例に違反する」と判断する問題ではないと思います。

松尾数則会長　どうも話が堂々巡りになりますので。（「会長、整理したほうがいいと思います。政治倫理条例が議会内しか及ばないのか議会外に及ぶのかを整理しないと進まないです。気になったのは、中島委員は参考人じゃないでしょう。皆さん、中島委員に質問されていますけれども、若干違和感があります」と呼ぶ者あり）もちろん参考人ではなくて委員ですから。（「議会内、議会外というのが、今の議論の中ではポイントなんです。」と呼ぶ者あり）議会内、議会外での活動が、政治倫理条例にどのように違反するか、違反しないのか。たしかに、中島委員から、議会内外という話もいろいろ出てきましたけれど、全員が同じ認識を持って進めていくべきと思います。

中島好人委員　議員の権限があるのは何か。議員の権限というのは、市長が議会を招集したときだけです。そして、もう一つは、議会が出張命令を議決した場合です。ほかに、議員としての権限がないわけですね。それで



権限がないときの活動を議会外の活動としているわけですね。権限が発生しているのはそういうときで、議員の権限を利用してといっても、本来ならばものすごく議員の権限は狭いんですね。そこでの問題が問われているのではないかと。根拠は何かと思ったときにその辺が浮かんだので、発言してみました。

古豊和恵委員 謝罪も訂正も行われていない、誹謗中傷が紙面に掲載されている。それによって、たくさんの市民の方が紙面を読まれたわけです。そうすると、その記事を読まれた方は、市民の代表の方が書かれていると信じて、皆さん「どうなんだろう」と話をいろいろされています。それで、私なんかでも議員として出ていますけれども、「これは本当の話ですか」、「どうなんですか」というように話が出ること自体が、やはり市民の代表として品位と名誉を保持していないんじゃないかと思うんです。だから、この記事を書かれた方は政治倫理条例第3条第1号に違反すると思っています。

松尾数則会長 内外の件は、結論が出ていない。基本的には政治倫理条例の中で、内外というのはない。話を戻しますと、議会内外の行動で、議会内の行動は政治倫理条例に引っかかるが、議会外での行動は政治倫理条例には引っかかりませんよといった内容が中島委員の発言なんですよ。

古豊和恵委員 先ほどの私の意見ですけれども、やはり市民の皆様は、議会の中であろうと外であろうと、我々を議員として見ていらっしゃる。だから、議会だけではなくて市全体に該当すると思います。

岡山明副会長 私も同じことを再び言うんですけど、政治倫理とは、政治家が政治を行うに当たっての抽象的な心構えや訓戒の類いではないと。政治家の個々の行動を規律する具体的な規範であり、その内容は、一般的な道徳や良心を確認するようなものではないと。7項目あって、今、二つ目をやっているんですけど、これが一般的な道徳と良心を確認するよ

うなものではないと先ほど言ったでしょ。政治家として政治を遂行するに当たって、政治倫理ということ言えば、政治の権力を扱っているということで、その辺が政治倫理の一般的な源になります。税金を使って、それを采配している権力を握っています。矢田議員のときも森山議員のときも、やはり同じようになっていて、一般的な道德、良心を確認するようなものではない。それが政治倫理審査会ですよと根本的な部分が明確に書かれていると思います。そういった意味で、今回は条例の対象外じゃないかと思っています。こういう話はなるべくしないように思っているけれども、それがどう見ても条例という話になったときに、これは条例の対象外——スタートの時点で、本来は蹴るべきであったと思っています。

白井健一郎委員 皆さんと違う意見を言うので、苦笑めいた表情をされると少しつらいんですけども、先ほどの話を少し続けますと、個人の誹謗中傷があったかどうかとか、プライバシー侵害なのかとか、市民の前に明らかにすべき事実なのかとか、そもそもそれらを書くときに、どの程度事実確認が必要で、相当の資料を持っていたかどうかというのは、それを裸の利益衡量ではなくて、価値に従って判断すべきかと。客観的価値は何なのかと考えたら、私は、今は公人ですから、まず頼りにして考えるべきは日本国憲法であり、日本国憲法の特定の学者だけが主張する考えではなくて、ほとんどの学者が支持している考え方、つまり、政治的表現の価値がどれだけ重要なのかということによるならば、たしかに、明るいまちの表現で事実確認をしていないものがたくさんあって、17か所ぐらいが問題となったんですけども、政治倫理条例違反とは言えないんじゃないかなというのが、私の考えです。皆さんの話から少しそれましたけれども、一応述べました。

松尾数則会長 副会長からもいろいろ話がありましたが、先ほどの原文は何ですか。

岡山明副会長 政治家が尊重すべき政治倫理の基本方針というものです。

松尾数則会長 何の本ですか。大もとは。（「本。学者の解釈でしょう。」と呼ぶ者あり）

岡山明副会長 その中で、書かれているのが、政治倫理3原則。政治倫理を担保する行為規範3原則という部分で、私もいろいろ調べて、政治倫理としてどうなんだという話をしています。政治倫理を担保する行為規範3原則という中に入って、政治倫理に関するこれらの原則を確立する際に、特に重要なことは政治家の私的立場、公的立場を厳重に明確に区別するという状況で、政治家として地位や立場を利用した私的な利益の追求を許さない姿勢を明確にすることであるということです。今回の山田議員のそういう状況が、議員自身の利益にかかわったかどうかという部分では対象外と思うので、話させていただいているという状況なんですよ。

松尾数則会長 もっともなんですが、だから、それは恐らくですね……（発言する者あり）

古豊和恵委員 そうすると、利益がなければ誹謗中傷、その他何でもありですか。

岡山明副会長 ただ、対象外と言っているけれど、あくまでも一般的な道徳や良心は、政治倫理審査会において外さないといけないと。もっと大切な部分があると。汚職ではないけどお金のかかる、先ほどキックバックの話もありましたけど、そういう部分が根底にあって、そこからスタートしている部分がある。今回は、山田議員の話も出ましたが、お金の部分に関係ないとなると、名誉と品位の部分はどうですか。政治倫理の基本的な考え方を基に進めていかんと、目先の状況でこうだとなってしまうと思います。

松尾数則会長 それはもちろん分かりますが、今は、本に書いてある内容で審査しているのではないのです。山陽小野田市議会議員政治倫理条例に基づいて審査しています。

古豊和恵委員 この中で、一市民の方の個人の名前とかも掲載されているわけです。だから、例えば、市民の方はどこに訴えるんですか、どこに行って、どこの方が解決してくださって、どこが訂正されるんですか。そういう市民を守るのが我々の務めではないかと思います。（「一番大事なのはね、中島議員が言った議会内か議会外か。言われるように、どっちなのかを議論していないでしょ。言われるように、議会内以外は対象外と認定されるのであれば、今回出された7項目のうち、1、2、3、4、7は対象外です。その大前提の議論をしないのに、違う議論をしても先に進みませんよ。中島委員は議会内に限られると。そうじゃない人たちは議会外もあるというところをきちんと理論的に話をして結論を出さない」と呼ぶ者あり)

松尾数則会長 中島委員が、言われている議会内のことに関する内容、つまり、政治倫理条例の中で、その辺のところは議会内に限るといった記載がどこにあるのですか。（「そんな質問は必要ない」と呼ぶ者あり）いやいや、分からんでしょう。（「いやいや、皆さん分かりませんか。議会内については、不穏当発言とか虚偽の記載は、全部懲罰対象なんですよ。つまり、政治倫理条例というのは、その中でできないことを政治倫理条例でやろうというものでしょう。先ほど汚職の件がそうでしょう。汚職の件は議会内で対応できないんですよ。だから、政治倫理条例ができたんです。これが大前提ですよ。その上で、そうしたらうちの議会をするのかというのを皆さん考えなきゃ先に進まないですよ。そんなね、議会内に限るとか議会外に限るという文言もどこにも付けていません。皆さん、政治倫理条例を見てこられたんでしょう。どこにもないでしょ、そんなの」と呼ぶ者あり)

森山喜久委員 政治倫理条例第2条「議員の責務」、第3条「政治倫理基準」は、あくまでも「議員は」と書かれています。「議会は」と書かれていません。議員の活動全般に係るもの、条例自体で言えばそこに波及すると思えるを得ないということで、議会内のみでの行動ではなく議員活動全般についてしていくべきだと思います。

前田浩司委員 私もこれまでの答弁の中では、議員の内外に問わず答弁させていただいているということなので、ほかの議員がどのように認識しておられるか。私は、議員内外問わず発言させていただきました。

松尾数則会長 基本的には、今までの発言は、そういった内容での発言であったとは認識しています。

前田浩司委員 ほかの議員で認識の違いがあってはいけないので、どちらかという発言が必要かと思います。

松尾数則会長 中島委員は、当然、議会内での発言に限るということですよ。

中島好人委員 議会人ですし、日常生活も抱えて、様々な運動をしているわけですが、そういうのが全部対象になっていくと、ものすごく幅が広がっていくわけですよ。議員も限られた権限しかない。そこで議会の権限を問われているんじゃないかなと思っています。

森山喜久委員 先ほどの中島委員の発言と今までの行動とでは若干矛盾していると思います。あくまで今の政治倫理条例自体は、「議員は」となっていて、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑念を持たれる行為をしないことということで、三つの政治倫理審査会が開かれてきたのではないかなと思っています。それらを受けて、条例を改正しなければいけないという動きは確かにありますが、実際、まだ、条例の改正まで行けていません。ですから、現条例での判断となるので、

議会内のみという限定の話にはならないと思います。

恒松恵子委員 私も現在の山陽小野田市議会議員政治倫理条例を鑑みてみますと、議会活動、議員活動、政治活動と分けるものとの記載はありませんので、全般の活動という解釈でよいと考えております。

中島好人委員 やはり、今の政治倫理審査会にはいろいろ問題がある、改善しなきゃいけない問題があるという前提が皆さんにあるわけですよ。そうでありながら、まだ改正されていないから適用するといえばそうかも分かりませんが、前進面で活用ならいいんですけれども、そういう変えなければいけないという内容も含めて、だからやるんだというのは、むしろ後退の論理で、問題があるなら改正していくし、今の時点でもやっぱり取り上げないという方向が正しいと判断しています。発展がないというか、前進がないと思います。

松尾数則会長 それは、中島委員、少し違うような気がしますけどね。

森山喜久委員 今から改正されるにしても、どのように改正されるかは、まだ全体が見えていない状況です。変えなければいけないという意見はある中でのことなので、あくまで、希望的観測の部分ではなく、今ある条例の中で動くしかない。出された時期も、これ自体が最近というわけではありません。そのことを踏まえた中でやっていくしかないと思いますので、あくまで、議員活動全般を踏まえて判断していくべきだと思います。

白井健一郎委員 私もそうですし、中島委員以外の他の委員の皆さんは、この考え方を、今日、初めて聞いたんではないかと思います。中島委員は、前回もずっと言われていたわけだけども、そうなってくると、率直に言って分からないというのが皆さんの素直な感想に近いのではないかと思います。ただ、分かる限度で判断しなければいけないので、特にお互いの立場を尊重しつつといいますか、この理屈は使っちゃ駄目だと

決めつけるんじゃないなくて、お互いが自分の考えに基づいて政治倫理とは何かということを主張すればいいと思うんです。もう一つあります、すみません。続けます。副会長が何回もおっしゃられていますように、政治倫理というのは、単なるお題目のようなものではなくて、その場、その場の具体的場面においての行動指針になると。ですから、それを意識しながら、今回の問題だったら明るいまちにしたことが政治倫理に違反すると言えるのかどうかということを具体的に考えれば、政治倫理という言葉が持つものを考えれば、それに少しは疑問を持たざるを得ないと思います。少し抽象的になりました、すみません。

森山喜久委員 政治倫理と、議員道徳や一般的道徳という話があったと思いますけれど、ただ、事実確認もない中で個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記事を書いていいのかどうか。特に個人の誹謗中傷と表現されている中の取扱いがというところが、一つの課題だと思っています。先ほど、白井委員が言ったように、事実確認をしていないのであれば、問題があるのではないかという発言もあったと思います。その辺は問題だと指摘させていただきます。

中島好人委員 明るいまちに関しては、何回も言うように、私にも責任があるわけですが、もちろんこの誹謗中傷を前提にしているわけじゃありません。たまたま、その記事の中で、事実関係からそうなっただけで、最初から貶めて、ないことまでやってやろうということを書いてつもりはありません。結果的にはそうなったというものはあるけれども、誹謗中傷していいのかという話はよくないのは当たり前の話です。それを、政党の記事であれば、そういうところもあるわけですが、そもそもそういうものが誹謗中傷になるからおかしいのではないかと、議会や政治倫理審査会が判断するのに値するかどうか。記事一つを、政治倫理審査会や議会がチェックして、「おかしい」とか「謝れ」とかと判断する権限があるのかと思います。僕は、本当、今日が初めて、議題の一つ一つ、第1回目のような気がしておるんですけれども、そういうことを

一つずつ明らかにしていくとなると、議会内の活動だけに限るのかは、今後の政治倫理審査会の在り方を左右する問題なんです。議会内の活動か議会外の活動を含めて、政治倫理審査会の対象になるのか、法的な根拠はどこにあるのかということまで関わってくるんですよ。さっきもありましたけれども、「中島はそうだけど、皆さん、その辺はどうか」という判断。だから、そこにおける判断基準があるのかなのか、判断基準はどうなっているのか。政治倫理審査会で取り上げるのか。例えば、少し飛んで申し訳ないけど、次の3番にある「立入禁止のところまで街宣していた」ことが政治倫理審査会の対象になるのかどうか。それは議会内の活動ではないですよ。政党の宣伝活動、しかもその場所で許可なくやっていたから、けしからん、政治倫理条例に違反すると。だから、どういう範囲なのかという法的根拠を調べていく必要があると思います。分かるのならば会長に言ってもらいたいんですけど、分かりますか。

松尾数則会長 あくまでも、政治倫理条例に基づいて審査をしていく内容だから、恐らく内外なんていうのは何もないので、基本的には内外を含んでいると。

白井健一郎委員 私は、自分の知り合いの市民から、「議員ってどういう仕事なの」と聞かれることがあります。皆さんもあると思いますけれど、そのときに、本当にこう答えます。「まず、議会の活動があります」と。あと、「議会外の活動もあります」と。「議会外は自由な政治活動みたいなもんです。そこで市政報告会をしたりとか相談を受けたりとか、市役所に連れて行って担当課長と話したりします」と説明するんです。そう考えると、それ、そういう分け方を自分でも自然としていますし、当たり前のことといえば当たり前のことかもしれませんと思いました。

中島好人委員 そうした議会外の活動において生活相談で関わって、もしそれが失敗したら、「それはおかしい。相談結果はおかしい」ということまで政治倫理審査会の対象になるのか。だから、議会外においてもどれだ



けの範囲なのか。議員活動において生活相談を受けて、おかしい方向になったから、「これは政治倫理条例からしておかしい」というようになるのか。議会内の活動に限られるのか、また、議会外の活動も含まれるのか。これは、法的根拠がどこにあるのかは分かりますかと会長に聞いたんです。

松尾数則会長 私が言いましたように、山陽小野田市議員政治倫理条例の中に、議会内でやることとか、やらないこととかの区別はありませんので、基本的には議会内のことも議会外のことも条例にかかりますよと。いろいろ聞いたので、暫時休憩します。5分ぐらい休憩したいと思います。

---

午後 2 時 3 0 分 休憩

---

---

午後 2 時 3 5 分 再開

---

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。今までいろいろ議論してまいりました。内容につきまして、事務局等も含めて私どもでまとめて、皆様に報告したいと思っています。一番大きな問題辺りが今回は話題となりましたけれど、条例が議会内のことになるのか議会外のことも含むのかといった内容も含めて、きちんと精査して報告したいと思います。それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで、政治倫理審査会は終了いたします。お疲れさまでした。

---

午後 2 時 3 6 分 散会

---

令和 5 年（2023 年）12 月 18 日

山陽小野田市議員政治倫理審査会長 松 尾 数 則